

平成 24 年 3 月 29 日

各 位

会 社 名 日本テレビ放送網株式会社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 大久保好男
(コード：9404、東証第一部)
問合せ先 総務局総合広報部長 智片健二
(TEL. 03-6215-1111)

株式分割、単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 3 月 29 日開催の取締役会において、以下のとおり、株式分割の実施、単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式分割、単元株式数の変更及び定款の一部変更の目的

当社は、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、普通株式の売買単位を 100 株とするため、当社普通株式 1 株につき 10 株の割合をもって分割するとともに、当社の普通株式に係る単元株式数を 10 株から 100 株に変更します。この株式分割及び単元株式数の変更に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

なお、当社は、本日、株式会社BS日本及び株式会社シーエス日本との間で、吸収分割及び株式交換を併用する方法により、当社を認定放送持株会社とする経営統合を行うことを決議しています。詳細については、本日付で当社が公表しました「日本テレビ放送網株式会社、株式会社BS日本及び株式会社シーエス日本の認定放送持株会社体制への移行（会社分割、簡易株式交換及び商号変更）による経営統合に関する基本合意書の締結並びに日本テレビ放送網株式会社の子会社（分割準備会社）の設立についてのお知らせ」をご参照ください。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 24 年 9 月 30 日（日曜日）（当日は休日につき、実質的には平成 24 年 9 月 28 日（金曜日））の最終の株主の所有普通株式 1 株につき、10 株の割合をもって分割します。なお、当社が放送法の規定に従い名義書換を拒否した株式（外国人持株調整株式）についても、同様に株式分割の対象となります。

(2) 分割により増加する株式数

平成 24 年 9 月 30 日（日曜日）の最終の発行済株式総数に 9 を乗じた株式数とします。平成 24 年 3 月 29 日（木曜日）現在の発行済株式総数を基準にして計算すると、次のとおりとなります。

① 株式分割前の発行済株式総数	25,364,548 株
② 今回の分割により増加する株式数	228,280,932 株
③ 株式分割後の発行済株式総数	253,645,480 株
④ 株式分割後の発行可能株式総数	1,000,000,000 株

(3) 日程

基準日の公告日	平成 24 年 9 月 13 日 (木曜日)
基準日	平成 24 年 9 月 30 日 (日曜日)
効力発生日	平成 24 年 10 月 1 日 (月曜日)

3. 単元株式数の変更

(1) 変更後の単元株式数

上記「2. 株式分割の概要」に記載した株式の分割の効力発生を条件として、単元株式数を 10 株から 100 株に変更します。

(2) 変更の日程

効力発生日 平成 24 年 10 月 1 日 (月曜日)

(参考) 平成 24 年 9 月 26 日 (水曜日) をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位は 100 株に変更されることとなります。

4. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

上記の株式分割及び単元株式数の変更に伴い、会社法第 184 条第 2 項及び第 191 条の規定に基づく取締役会決議により、平成 24 年 10 月 1 日 (月曜日) 付をもって当社定款の一部を変更します。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線部分は変更箇所となります)

現行定款	変更後
第 6 条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>1</u> 億株とする。	第 6 条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>10</u> 億株とする。
第 7 条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、 <u>10</u> 株とする。	第 7 条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。

以上